

条件付一般競争入札 入札説明書

佐賀県教育委員会事務局教職員課

各資料

- ・ 入札説明書
- ・ 仕様書
- ・ 各種様式
 - 競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
 - 誓約書（別記様式2）
 - 担当者届（別記様式3）
 - 入札書（別記様式4）
 - 委任状（別記様式5）
 - 入札辞退届（別記様式6）
 - 資料データ等閲覧依頼書（別記様式7）
 - 資料データ等の閲覧に係る誓約書（別記様式8）
 - 質問書（別記様式9）
- ・ 契約書（案）

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 人事評価ツール運用保守等委託契約
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 履行場所 佐賀県教育委員会事務局教職員課が認めた場所
- (4) 入札形態 条件付一般競争入札
- (5) 入札条件 仕様書のとおり

(6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。入札書に記載されている本入札における各単価についても同様とする。

2 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 本契約を結んだ場合、契約翌年度以降においても受託可能な体制づくりに努めるとともに、発注者からの相談等については特段の事情がない限り不用意に断らないこと。なお、当該事項については本契約終了後の新たな委託契約を保証するものではないことを留意すること。

3 入札手続に関する事項

- (1) 契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所

佐賀県教育委員会事務局教職員課（佐賀県庁旧館2階）

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7204

電子メールアドレス kyoushokuin@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札関係様式の交付期間及び交付方法

ア 入札に係る書類（入札説明書、仕様書 等）については令和 7 年 1 0 月 6 日（月）まで佐賀県ホームページに掲載する。

イ 本委託業務に係る資料データ（以下「資料データ」という。）については、令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）までに（1）へ事前連絡し閲覧日時を決めた上、閲覧前までに資料データ等閲覧依頼書及び資料データの閲覧等に係る誓約書を提出した場合、閲覧することができる。ただし、競争入札参加資格確認申請書の提出期限（令和 7 年 1 0 月 6 日（月））の後は同申請書提出者のみ閲覧できることとする。なお、閲覧により知り得た情報等については本入札以外における使用を禁ずる。

(3) 公告等に対する質問書の受付

公告等の内容に関する質問については、質問書に質問内容を記載し、令和 7 年 1 0 月 2 日（木）午後 5 時までに（1）のメールアドレスへ送信すること。

回答は令和 7 年 1 0 月 6 日（月）まで質問者及び同日までに競争入札参加資格確認申請書を提出した者へ電子メールにて行う。

(4) 入札参加資格を得るための申請方法

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に必要書類を添付した上で、（1）まで郵送し、又は持参すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「人事評価ツール運用保守等委託契約資格審査書類在中」と朱書きすること。

イ 提出期限

令和 7 年 1 0 月 6 日（月）午後 5 時（郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた

者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格の確認結果は、令和7年10月9日（木）までに通知する。なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

(5) 入札参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生 手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年10月15日（水）午前9時30分

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館3階31号会議室
なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

(7) 入札書の提出方法

入札書を(6)に直接持参し、又は(1)の部局に郵送すること。ただし、代

理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和7年10月14日（火）午後5時までに(1)の部局に必着とする。（この際、提出が入札参加資格の確認結果通知前の場合は、入札参加資格確認結果通知の日をもって提出されたこととする。）

また、封筒に「人事評価ツール運用保守等委託契約入札書在中」と朱書きすること。

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札者は入札保証金の納付を免除し、又は一部を減額のうえ入札に参加することができる。

(ア) 当該競争入札について佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

なお、この場合において、実績を証する契約書の写し及び業務を適正に履行完了したことが確認できる書類の写しを(4)のイの提出期限までに提出するものとする。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定に基づき、次

の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ アの入札保証金、又はイの入札保証金の納付に代えて供された担保（以下「入札保証金等」という）には利息を付けない。

エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付する。

(ア) 落札者以外の者 落札者決定後

(イ) 落札者 契約締結後

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。ここで言う代理人とは「競争入札参加資格確認

申請書」及び「誓約書」記載の氏名と異なる者のことを指し、例え記載指名者の会社の社員等であったとしても代理人に該当するため委任状の提出を要件とする。代理人については本人か否かの確認を行うため、客観的に確認できるもの（名刺や社員証など）を持参すること。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。入札書に記載されている本入札における単価についても同様とする。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭書に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭書に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。本入札における単価についても同様とする。

エ 入札価格の内訳については保守管理・改修等対応費、資料等作成費及びその他諸経費（事前の解析・分析費用、本委託を受託する上での費用、契約にあたっての維持費用など）とし、各種金額等の詳細については明確にしておくこと。

(10) 落札者の決定方法

ア 規則第 105 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる

ものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出したものが開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

ク 1人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ アからケまでに掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができる

が、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

(14) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(15) 入札又は開札の中止又は延期

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき中止又は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の相手方は契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額のうえ契約を締結することができる。

(ア) 当該契約について保険会社との間に佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当

該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、(3)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (6) 入札価格については入札終了後（本委託契約終了後を含む）についても発注者より見積もり内訳等について説明を求められた場合は説明すること。
- (7) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、規則の定めるところによる。
- (8) この入札説明書の交付を受けた者は、入札の参加にあたり提供を受けた文書及び資料データ等の関連データ（電磁的記録による文書・資料を含む。以下「提供資料」という。）について、本件手続以外の目的に供してはならない。
- (9) 提供資料記載内容の無断転載、及び入札書作成以外の目的で使用することを禁止する。また、この入札に係り知り得た個人情報や県の情報等について漏洩してはならない。
- (10) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (11) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託業務に関して

知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例等 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第 47 条）に基づき処罰されることがある。